

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

メンタルヘルス不調者
治療と仕事の両立支援

小山文彦

特集Ⅱ

職長に「話し方」を指導
全国的な人材不足解消へ

建設産業振興センター

ズームアップ

スレート屋根 安易に上るべからず！

香川労働局/水戸労基署

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2218

2014

9 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21青森会
タカヤ社会保険労務士事務所

所長 高谷裕二郎

第180回

マイカー通勤の社員が凍結した駐車場で滑って転倒し受傷

■ 災害のあらまし ■

B施設は、保育園を運営し地域では長年にわたって運営されてきた、いわゆる老舗保育園のひとつとして数えられている。

ここに調理員として勤務する労働者Cは、勤続10年近い経験を有し、当日も予め決められていたシフト表により通常通り出勤し、専用駐車場に到着した。専用駐車場は、近隣の空き地をB施設が一括借り上げしているもので、所有者並びにB施設による特段の除排雪は実施しておらず、利用している労働者の個々の判断で除雪など維持管理をすることになっていた。

自家用車から降りるときに、数日続いていた寒波と積雪によって路面は凍結しており、スケートリンクのような状況にあったが、降雪によって覆い隠されているような状態であったため、その状況に気づかず、降雪の際、片方の足を路面に下ろして体重がかかったとき、靴底が滑って仰向けに転倒し、凍結した路面に背中を打ちつけて受傷したものの。

■ 判断 ■

①被災したのは事業場借り上げの専用駐車場内であり、既に事業場の施設管理下にあるので、通勤災害保護制度の対象となる通勤途上ではないこと。

②駐車してから事業場施設に到達するまでの行為は、特段の事情がない限り業務付随行為（準備行為）と認められること。

③今回の事案は、自動車の乗降時に通常発生し得るであろう積雪寒冷地特有の災害であり、労働者Cの積極的私的行為も恣意的行為も認められないこと。

以上のことから、この事案は業務上であるとされた。

■ 解説 ■

労働者Cは、借り上げ専用駐車場に到着し、所定の位置に通勤用の自家用車を駐車した。Cは、左手で通勤に通常使用していたバックを小脇に抱え、右手でドアを開け降車した際に、スケートリンクのように凍りついた路面に防寒用の靴底ではあったが、滑りに堪え切れず、足を滑らせ、仰向けに転倒し、凍結した路面に背中を痛打。

この災害は、通勤用の自家用車から降りる際の災害であるが、既に事業場借り上げの駐車場内に入っているところから、通勤と業務の接点にある事例だといえる。

①「通勤」とは住居と就業の場所との間の往復でなければならない。この場合の「住居」とは、必ずしも自宅だけを意味しない。例えば単身赴任している人が実家から職場へ向かう場合や、大雪でやむなく宿泊したホテルから職場へ向かう場合なども労災保険法上の通勤として認められる。そして、就業の場所は、このケースのような借り上げ駐車場の場合、一般に駐車場の内側と解釈される。通勤災害保護制度は、住居を出てから事業場に到達するまでの社会的危険（代表的な例としては交通事故）による災害について保護しようとするものであるから、事業場の施設管理下にある借り上げ駐車場の敷地内に到達した後は労災保険法7条第1項第2号の「通勤」とはならない。

②業務上の災害とは、労働契約に基づき事業主の支配下にあることが原因となって発生した災害をいうが、「事業主の支配下にある」というのは、現に仕事をしているときばかりでなく、事業主の施設管理下にあるときも含まれると解釈されている。仕事をするため出勤し事業主の施設管理下に入っていれば事業主はいつでも指揮監督を

行う余地があるわけだから、いつでも業務命令を下せるという意味で、事業主の支配下にあるとされるわけである。

災害の原因が被災労働者自らの行為によって発生した場合、災害発生当時業務遂行性が認められるときは、災害発生については被災者本人の積極的私的行為または悪意的行為・恣意行為がなければ業務起因性を否定しないのが一般的だ。通勤災害保護制度においては、通勤は業務と密接な関連はあるが、事業場施設の外まで業務と認めるわけにはいかず、通勤災害として業務災害とは別の救済制度が設けられている。

今回の場合、出勤という行為が専用駐車場まで自家用車で通勤・駐車し、その後事業場へ徒歩により移動するという、一連の出勤行為ではあるが、出勤行為にも業務の性質を有するものがあり、専用駐車場敷地内に入った後は同じ出勤行為であっても業務との関連が一層濃く、これらの行為自体は事業主の指揮命令下であり、業務遂行性があるといえることができる。

通勤用の自家用車から降りる行為は、業務と密接な関連を有する行為を事業主の指揮命令下で行うものであり、被災者本人の私的、恣意的行為とはいえないと解される。